

第5部

計画推進の 基本的な考え方

第1章

市民と行政の協働

市民と行政の協働による都市づくり

- 市内で活動する団体や事業者などを含めた市民と行政の対話を深め、幅広い協働を進めます。
- 多様な媒体、手法を活用して、市政に関する情報の共有を進めます。
- 行政が行うべきこと、市民と行政が協働で行うべきこと、市民が行うべきことなど、市民と行政の役割分担を明確にして、協働による都市づくりを進めます。
- ボランティア活動やコミュニティ活動、NGO*・NPO*活動など、市民の自主的な活動と行政との連携を深めていきます。
- 計画策定や事業実施の段階、施設の運営など様々な場面において、市民と行政が協働できる仕組みづくりを進めるとともに、施策の評価についても意見交換を行うなど連携を深めていきます。

（基本構想「5 実現に向けて」より）

第1節 市民と行政の協働の推進

第1節

市民と行政の協働の推進

現状と課題

- ライフスタイル*の多様化や少子高齢化の進展など、市民生活を取り巻く社会環境の変化に伴い、市民ニーズや地域が抱える課題が多様化・複雑化し、市民や地域のニーズに適切に対応した公共サービスを提供することが困難になってきています。
- 市民のまちづくりへの参加意識が高まる中、行政だけでなく、地域社会を構成する市民、市民活動団体、大学、事業者等が公共の担い手としてまちづくりに参加し、多様な主体が連携して、共にまちづくりを進めていくことが、以前にも増して必要となります。
- 本市では、平成19（2007）年に「さいたま市市民活動及び協働の推進条例」を施行し、市と市民一人ひとりが持てる力を合わせ、市民活動を推進し、協働を積み重ねていくことにより、互いに信頼し協調してまちづくりを進める活力にあふれた地域社会の実現に取り組んでいます。
- 今後、市民活動及び協働をより一層推進していくためには、市民活動団体、大学、事業者等を含め、市民と行政が情報や問題意識を共有することで、市民と行政との距離感をなくし、市民との一体感のある市政運営に取り組む必要があります。
- さらに、市民活動及び協働に対する市民、職員の理解の促進を図るとともに、市民活動及び協働に関する情報や機会の提供などに取り組む必要があります。

施策展開

1 市民と市との情報共有の充実

- ❖ 市政や市の魅力に関する情報を、広報紙やホームページのほか、様々な媒体や手法を活用しながら積極的かつ適正に提供することで、市民をはじめ多くの人々の本市への関心を高め、市民活動や協働への参加意欲の向上を図ります。
- ❖ 広聴の充実に努め、地域の課題や市民ニーズを的確に把握し、行政内部での共有と市民への情報提供に取り組めます。
- ❖ 様々な機会を活用してまちづくりを考えるための素材を市民に提供するとともに、率直な意見交換等を通じて問題点や課題などの認識の共有を図ります。

2 多様な市民活動の活性化支援

- ❖ 自治会の活動、ボランティア活動、NPO*、NGO*など多様な市民活動の活性化を促進するため、情報提供や人材育成など各種支援に取り組めます。
- ❖ 支援に当たっては、市民活動の自主性、自立性及び多様性を損なわないよう配慮するとともに、互いにパートナーであることを認識し、良好な協力関係の構築を図ります。
- ❖ 市民活動の理解を深め、交流する機会を提供し、市民活動の拠点となる場の充実に取り組めます。

3 大学や企業との連携強化の推進

- ❖多様化・複雑化する地域課題などを解決するために、専門的な知見や人材等を有する大学との連携強化を進めます。
- ❖地域経済の持続可能な発展や地域課題の解決などを目指し、地域の一員である企業によるCSR*活動のより一層の促進に取り組みます。

4 地域課題の解決に向けた協働の推進

- ❖地域課題の解決に向けて、市民と課題や目的を共有し、対等なパートナーとして役割を分担しながら、市民との協働を推進します。
- ❖市民及び職員へ協働に関する理解を深める機会を提供し、協働を担う人材の育成を推進します。
- ❖事業の特性に応じた手法を検討し、幅広い層の参加を促しながら、事業の企画・立案、実施、評価の各段階における協働を推進します。

第2章

将来を見据えた行財政運営

効果的で効率的な行財政運営による都市づくり

- 限られた財源のもと行財政改革を進め、簡素で効率的な行政運営、健全で安定した財政運営を基本に、計画的な行財政運営に努めます。
- 行政評価システム*の構築、電子市役所*の構築、PFI*の活用など、その時代の要請に応じた新しい試みにも積極的に取り組みます。
- 公共施設については、既存施設の有効活用を積極的に進めるとともに、維持管理や運営の効率化、機能性の向上を図ります。
- 行政区への分権を推進するとともに、各行政区の特性を生かし、区民の意向を反映した身近な行政運営を進めます。
- 情報公開制度の運用や広報の充実などにより、市民への説明責任を果たし、透明性の高い市政運営を進めるとともに、個人情報の保護に努めます。
- 広域的な課題に対応し、国・県、他の政令指定都市および近隣市町村との連携を深め、政令指定都市として担うべき役割を果たしていきます。

（基本構想「5 実現に向けて」より）

第1節 持続可能な行財政運営の推進

第2節 市民に身近で、はやい区行政の実現

第3節 真の分権型社会を担う自主的・自立的な都市を目指す

第1節

持続可能な行財政運営の推進

現状と課題

- 今後見込まれる生産年齢人口の減少や先行きが不透明な経済情勢等により、市税収入など財源の大きな伸びが期待できない中で、少子高齢化の進行、価値観の多様化などを背景として行政需要は増大を続けており、限られた財源や人材を重点的に配分し、効果的で効率的な行財政運営を進めることが一層重要性を増しています。
- 本市においては、これまでも継続的に行財政改革に取り組み、他の政令指定都市と比較しても財政の健全性は上位を維持してきました。しかし、人口減少、超高齢社会の到来を見据え、医療費や扶助費*等の社会保障費の急増による財政の硬直化の進行など、今後も厳しい財政状況が見込まれます。
- 特に、昭和40（1965）年代から昭和50（1975）年代に整備された公共施設の老朽化対策が大きな課題となっており、市民の理解と協力を得ながら、全市的かつ総合的な視点で既存の施設を有効に活用し、計画的な維持管理や長寿命化などによって、安全・安心で持続可能な施設サービスの充実に取り組むことが必要です。また、市本庁舎のあり方については、平成12（2000）年9月の合併協定書の内容を踏まえて、重要課題として検討を行っていく必要があります。
- このような状況にあっては、「あれもこれも」から、「あれかこれか」という選択と集中を重視し、効果的かつ効率的に適正な行政サービスを将来にわたり提供することのできる「持続可能な」行財政運営への転換が必要です。
- そのためには、職員の意識改革とともに、市民の理解及び行財政運営に対する信頼感を高めていくことが求められ、職員のコンプライアンス（法令遵守）意識の徹底による普段からの良識ある行動と適正な事務の遂行とともに、職員の育成や市政運営の透明性の向上なども含めて、行財政改革に継続的に取り組んでいく必要があります。

施策展開

1 行政情報の透明化による市民の信頼の確保と課題の共有

- ❖市民に対する説明責任を果たし、市民の理解と課題の共有を図るために必要な行政情報を積極的に市民に提供するなど、行財政運営の透明化に取り組みます。
- ❖行政情報の発信内容や伝え方に関する検討・改善・検証に取り組み、様々な媒体や手法を活用して、市民にとって伝わりやすく、分かりやすい情報提供を推進します。
- ❖個人情報の保護を徹底しながら、情報公開制度を適切に運用します。

2 行政需要に的確に対応できる組織体制の構築と生産性の高い行財政運営

- ❖社会経済情勢の変化や多様化・複雑化する行政需要に的確に対応できるよう、行政組織は簡素で効率的な組織を基本としながら、庁内横断的な体制を整えるなど、組織体制の強化に取り組みます。
- ❖事業の執行や事業手法については、従来の行政の考え方や枠組みにとらわれない方法を取り入れ、行財政運営の改革に取り組みます。
- ❖市税など自主財源*の確保、受益者負担の適正化、経常的経費などの見直しを進めるとともに、政令指定都市が担っている役割に応じた税財政制度の確立を国に対して積極的に働きかけるなど、健全財政の維持

に取り組めます。

- ❖市民の声の集約・分析等を踏まえた事業の優先度や将来性をはじめ、事業の質や業務量なども考慮しつつ、限られた経営資源（人材、財源など）を効果的かつ効率的に配分するとともに、組織体制を含めてその効果を検証しながら、選択と集中による生産性の高い行財政運営を進めます。

3 市民に信頼され、質の高い行財政運営を実現する人材育成と環境整備

- ❖市民から信頼される行財政運営の実現を目指した職員のコンプライアンス意識の徹底を進め、適正な事務の遂行に取り組めます。
- ❖地域への愛着、職員としての自覚と挑戦し続ける姿勢を持ち、事務の適正な遂行と改善に向けて、常に能力の向上とチームワークの強化を志向し、積極的に行動できる職員の育成に取り組めます。また、職員の一人ひとりが常に業務改善に取り組むことが可能となる組織風土を醸成します。
- ❖ICT*（情報通信技術）を活用した事務の高度化・効率化と市民サービスの向上を図るとともに、市民・事業者・関係団体等と連携しながら、より効果的なICTの活用に取り組めます。

4 安全・安心で持続的な施設サービスの充実

- ❖公共施設のライフサイクルコスト*を把握し、施設の長寿命化やアセットマネジメント*などを適切に行うことにより、安全・安心で持続的な施設サービスの充実を図ります。
- ❖公共施設の有する機能の適切な連携や複合化を検討・推進することにより、市全体として効果的かつ効率的な機能の実現を図ります。
- ❖公共施設が抱える現状と課題や財政への影響を分かりやすく市民に情報提供することにより、理解の促進及び問題意識の共有を図るとともに、課題の解決に向けて市民参加による検討を進めます。

第2節

市民に身近で、はやい区行政の実現

現状と課題

- 平成15（2003）年4月の政令指定都市移行時に、本市が目指す区役所は、区長の職務権限を可能な限り多く付与する大区役所制と位置付けるとともに、「さいたま市区における総合行政の推進に関する規則」を制定し、区役所が担う役割の基本原則を定めました。
- その後、4つの市が合併した本市として、全市均等な行政サービスを提供する区役所の体制整備を中心に進め、これがおおむね整えられたことから、平成22（2010）年2月に「さいたま市区役所のあり方検討委員会」を設置し、改めて今後の区役所のあり方を検討しました。
- 同委員会が市民アンケート結果などをもとにまとめた報告書では、「市民に身近で、はやい区行政」及び「窓口サービスの向上、市民満足度のアップ」を目指すための「区役所改革の基本方針」として、「区役所の総合行政機能の強化・充実」及び「区民ニーズや行政課題に自主的・主体的に取り組むことのできる区役所の構築」の2つの柱が示されました。
- この方針に基づいた区役所改革として、「区役所業務の拡大・充実」、「窓口サービスの改善」、「業務の集約化・民間力の活用」、「区役所の権限強化・拡大」を進めるとともに、「参加と協働による区政運営」にも取り組んでいるところですが、今後も引き続き、これまでの取組を検証しながら、さらなる区役所改革を推進していく必要があります。

施策展開

1 区役所の総合行政機能の強化・充実

- ❖多様化する区民ニーズに迅速かつ的確に対応し、市民に身近な行政サービスを総合的に提供するため、本庁と区役所との役割分担の見直しを進めていきます。
- ❖より利便性の高い行政サービスを効果的かつ効率的に提供するため、窓口サービスの改善、業務の集約化・民間力の活用を進めていきます。

2 地域課題の解決へ主体的に取り組む区役所の構築

- ❖各区を取り巻く環境の変化や地域課題に対し、主体的に取り組む自律した区役所を構築するため、区役所権限の充実を進めていきます。
- ❖自治会をはじめ地域で活動する団体、区民との意見交換など様々な機会を通じて、地域課題及び区民ニーズを積極的に把握し、本庁と連携しながら課題解決に取り組めます。

3 参加と協働による区政運営

- ❖区民や市民活動団体等と共に、地域の課題解決のための取組を行い、参加と協働による区政運営の実現を図ります。

真の分権型社会を担う 自主的・自立的な都市を目指す

現状と課題

- 地方分権改革*については、平成5（1993）年に衆議院及び参議院において「地方分権の推進に関する決議」が全会一致で決議され、平成26（2014）年は22年目を迎えます。この間、平成12（2000）年には地方分権一括法*が施行され、国と地方が対等協力の関係に転換し、住民に身近な行政は、基礎自治体が自主的・自立的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるよう改革が進展してきました。
- 平成23（2011）年に地方分権改革に関する第1次一括法及び第2次一括法が成立し、さらに平成25（2013）年に第3次一括法が成立するなど、義務付け・枠付けの見直し*と条例制定権の拡大、基礎自治体への権限移譲*など一定の進展が見られるものの、基礎自治体が自己決定、自己責任を果たすための体制整備に向けて、国に対して一層の推進を働きかける必要があります。
- また、市域を越えて広がる市民生活や都市活動*を支えるため、道路・交通網の整備、環境の保全など、広域的な視点による都市づくりは必要不可欠であるため、首都圏の都県や近隣諸都市等との連携・協調を進め、積極的に広域行政を推進する必要があります。

施策展開

1 地方分権改革の推進と新たな大都市制度の創設

- ❖地域の実情に応じた自主的・自立的な行財政運営を行うことができる真の分権型社会の実現とその実現にふさわしい地方税財政制度の構築に向けて、全国の政令指定都市等と連携を図り、さらなる権限と税財源の移譲など地方分権改革を積極的に進めるとともに、国や広域自治体の関与を極力排し、政策の自由度を飛躍的に高める「新たな大都市制度」の創設を求めています。

2 今後の首都圏を見据えた広域行政の推進

- ❖首都圏の都県や政令指定都市等と連携して、それぞれの地域の資源やポテンシャルを活用しながら、首都圏全体の活性化に向けた広域的な計画・事業の推進を図ります。
- ❖埼玉県をはじめとする関係機関との連携を深め、各種施策や事業実施の企画調整を行うとともに、県内の市町村とも連携して広域的な課題に取り組むなど、首都圏における中枢都市としての役割を果たし、市民サービスの向上と行政運営の効率化を図ります。

